経済分析モデルの位置づけ

資料５－１

- 料金規制の解除による小売電気事業者の小売価格、市場シェアや需要家へのサービス等への影響を、具体的な市場データ（電気料金に対する消費者の反応、新電力の電源調達構造、旧一電の費用構造等）を仮想的なモデルにあてはめることによって予測するもの。
- 今後、有識者の意見を踏まえて、妥当性のあるモデルを構築可能な場合には、経過措置料金指定や競争評価レビューにおける参考資料の一つとして活用することを想定。

電気事業法等の一部を改正する等の法律
附則第16条（一部抜粋）

- 小売電気事業者間の適正な競争関係が確保されていないことその他の事由により、当該供給区域内の電気の使用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められるもの

経過措置指定基準

- 今後、具体的な考慮要素について、過去の議論内容を踏まえつつ、具体的な判断基準を作成し、各供給地域ごとに判断。

経済分析モデルによる分析・検証の結果

（妥当なモデルを構築可能な場合には）供給区域ごとに経過措置の解除その他の事情によって、旧一般電気事業者の料金等への影響を予測する材料とする。

（参考）電気事業法等の一部を改正する等の法律

附則

（みなし小売電気事業者の供給義務等）

第16条　みなし小売電気事業者は、当分の間、正当な理由がなければ、当該みなし小売電気事業者に係る旧電気事業法第六条第二項第三号の供給区域（離島（新電気事業法第二条第一項第八号イに規定する離島をいう。）を除く。以下この項において同じ。）であって、**小売電気事業者間の適正な競争関係が確保されていないことその他の事由により、当該供給区域内の電気の使用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められるもの**として経済産業大臣が指定するもの（以下「指定旧供給区域」という。）における一般の需要（みなし登録特定送配電事業者が特別小売供給（附則第二十三条第一項に規定する特別小売供給をいう。）を開始した旧供給地点（附則第二十三条第一項に規定する旧供給地点をいう。）における需要及び特定規模需要（旧電気事業法第二条第一項第七号に規定する特定規模需要に相当する需要をいう。）を除く。）であって次に掲げるもの以外のもの（次条第二項において「特定需要」という。）に応ずる電気の供給を保障するための電気の供給（以下「特定小売供給」という。）を拒んではならない。

一　当該みなし小売電気事業者から次に掲げる料金その他の供給条件により小売供給を受けているもの

イ　当該みなし小売電気事業者と交渉により合意した料金その他の供給条件

ロ　この法律の施行の際現に旧電気事業法第十九条第十二項の規定により届出がされている選択約款で設定された料金その他の供給条件に相当する料金その他の供給条件

ハ　この法律の施行の際現に旧電気事業法第二十一条第一項ただし書の認可を受けている料金その他の供給条件（附則第十九条及び第二十条第七項において「旧認可供給条件」という。）であって附則第十九条の承認を受けていないものに相当する料金その他の供給条件

二　当該みなし小売電気事業者以外の者から小売供給を受けているもの

2　**経済産業大臣は、指定旧供給区域について前項に規定する指定の事由がなくなったと認めるときは、当該指定旧供給区域について同項の規定による指定を解除するものとする。**

3～5　（略）

6　経済産業大臣は、電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行の日（次項において「平成二十七年改正法施行日」という。）前においても、第一項並びに附則第二十五条の五及び第二十五条の十第四項の規定の例により、指定旧供給区域を指定することができる。

7　（略）